

薩子第2204号  
平成27年12月25日

認定こども園長 様  
私立幼稚園長 様  
認可保育園(所)長 様  
地域型保育事業施設長 様

薩摩川内市子育て支援課長

### 事故・感染症に関する注意喚起等について(通知)

平成27年4月1日から平成27年12月25日までに本市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、25件の事故報告がありました(うち4件は30日を超えて加療が必要となる事故として、国・県に報告したところ)です。

日頃からマニュアルや研修に基づき、安全管理にはご注意くださいと存じますが、ヒヤリハットの検証を含め、今後も児童が安全・安心な環境で教育・保育に努めていただきますようお願いいたします。

また、園児の健康管理にご配慮いただいていることと存じますが、本市として国立感染症研究所が運用している「感染症情報収集システム」の利用を義務づけることとしましたので、ご協力をお願いいたします。

このシステムは公立幼稚園ですでに活用していることを申し添えます。

本通知は、平成27年6月3日付薩子第565号の通知に替えて発するものです。ただし、新制度に移行していない私立幼稚園につきましては、本市への事故報告は不要であり、感染症情報収集システムの利用についても義務ではなく、協力依頼と読み替えていただきますようお願いいたします。

### 記

#### I. 事故等について

##### 1. 平成27年4月1日以降に発生した事故について

件数 25件(平成27年12月25日まで)

うち4件は、加療期間が30日を超えるものとして、国・県に報告。

なお、全国の死亡事故及び加療期間が30日を超える事故の例は、「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」をご覧ください。

主な内容
○園庭での自由遊び中の事故(遊具は無関係。転倒や衝突等)・・・6件
○園庭での自由遊び中の事故(遊具の使用)・・・3件
○保育室・園舎内での事故(室内遊具の使用)・・・11件
○その他・・・5件

## 2. 事故が発生した場合

児童の安全を最優先とし、あらかじめ定められた役割分担に従い、医療機関による治療をすること。また、保護者に直ちに連絡すること。

市への事故報告は、事故が発生した日に児童の安全を確認できてから行うこと。ただし、延長保育の時間帯等の理由で当日中に報告できない場合も、次の日には報告すること。

## 3. 保護者への対応

保護者に対して、事故が発生した状況について十分に説明すること。曖昧な説明は、当該保護者のみならず他の保護者からの信頼を損ねることがあります。

市が設定する保育料については、30日を超えて特定教育・保育を受けることができない場合、保護者の申請により減免することができます(日割となります。診断書が必要です)。

## 4. 事故報告書(別添1)について

事故報告書は、事故が発生した当日、やむを得ない場合は事故が発生した次の日に市に報告してください。

事故報告書の様式は、別添1のとおりです。あらかじめ記入できる箇所があるので、いざという時に慌てることのないよう記入しておいてください。

死亡事故または加療期間が30日を超える事故の場合は、市から県及び消費者庁に連絡することになっています(これに該当しない場合も、骨折やケガについては市にご報告ください)。

事故報告書は、同様の事故の再発を防ぐためのものであり、事故の責任を問うものではないので、確実に報告をお願いします。

また、必要に応じて聞き取りや現場検証をおこないますので、その際にご協力をお願いします。

## 5. 遊具の管理チェック表様式(別添2)について

遊具等の管理チェック表(別添2)を作成しましたので、ご活用ください。

なお、この管理チェック表は、例であり貴園で同様のものを使用している場合は、従来どおりとして差し支えありません。

ただし、「薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条(事故発生の防止及び発生時の対応)で事故防止に努めることと定められていますので、日頃からご配慮いただいていることとは存じますが、一層の注意をお願いいたします。

なお、遊具等の適切な保全について、市の指導監査の対象となることを申し添えます。

## Ⅱ. 感染症対策について

### 1. 「感染症情報収集システム」の利用について

これまで各園のご判断で本システムの活用を推奨してきましたが、本システムの有効性は、多くの施設・事業が運用することで、地域における感染症の発生状況をリアルタイムで確認できる点にあります。

インフルエンザ等の感染症は、県からの警報等の発令時には、児童や教育・保育施設の職員が罹患していることが考えられます。

本システムの活用により、地域における感染症の流行状況を各園で把握し、必要な対策を取るために本システムの活用を義務づけることとしました。

これは「薩摩川内市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第18条(緊急時等の対応)の予防的措置として位置づけ、確認申請の確認事項（当該システムの活用を条件として確認手続きを行う）とします。

### 2. 今後のスケジュール

下記のスケジュールで本システムを活用してください。また、感染症対策マニュアル等への記載をしてください。

- ①現在、本システムに未登録の施設・事業におかれましては、平成28年1月9日（土）までに登録を完了してください。登録作業が途中になっている園も同様です。登録済で、パスワードを忘れた園におかれましては、子育て支援課にご連絡ください（地域型保育事業におかれましては保育所として登録してください）。

○デモアドレス（マニュアル等のダウンロード）

<https://school.953862.net./demo/demo>

ログインID：11223      パスワード：11223

○正式に登録するポータルアドレスは次のとおりです。

<https://school.953862.net/kagoshima/satsumasendai/>

- ②平成28年1月12日（火）から平成28年1月16日（土）を仮運用。
- ③平成28年1月18日（月）から本格運用。

### 3. 日々のスケジュール

本システムは毎日、すべての園が登録することが重要です。日々のスケジュールは次のとおりとしますので、管理者または当番を定める等して適切な運用をお願いします。

①正午までに各クラスの状況を確認（大規模園にあっては②に間に合うように確認）。

②午後3時までに入力完了。

③午後3時以降、各園で地域における感染症の流行状況を確認し、園長・施設長、主幹保育教諭・主任保育士、クラス担当で情報の共有と流行している感染症に対する予防の徹底（市は午後4時までに入力状況を確認します）。

なお、③について適切に行われているか、市の指導監査の対象となることを申し添えます。

### Ⅲ. その他

上記以外に注意すべき事項について次のとおりです。

○感染症の集団発生及び食中毒の発生について

川薩保健所に連絡するとともに、園医への対応の相談、市への連絡をすること。

○災害が発生した場合

災害が発生し、児童等にケガ等があった場合や施設に被害があった場合は、市に連絡すること。梅雨の時期は天気予報の確認、台風発生時は3日後の備えをお願いします。

参考：気象庁高解像度降水ナウキャストのHP

<http://www.jma.go.jp/jp/highresorad/>

原子力発電所関係の事故で避難が必要な場合、マニュアルに沿って保護者に迎えを要請し、困難な場合は、あらかじめ指定された避難所に避難すること。

この他事故・感染症等についてご不明な点がございましたら、ご相談ください。